

答申形成過程での審議会各委員の意見等

1 全体の構成について

<五十嵐委員>

- ① 「どのような配慮をすべきなのか」に関して、審議会としての意思が明確になるように、表現や構成を記載すべき
- ② 評価書に記載すべき事項とそれ以外の事項とを分けるべき。

<遠井委員>

「子どもの権利条例」について、将来の世代を担う子供たちの最善の利益に配慮すべき。当事者間の協議においても同様。

<半澤委員>

全文を通じては、五十嵐委員が指摘されているように、本審議会の意思が読み取り難いと思います。「指摘する項目について、更なる具体的な環境配慮方策を求め、その要請に沿った事業の進行を期する。」というようところが、本審議会の判断ではないかと思っています。

<吉田委員>

今回のいくつかの争点については景観以外は専門的なコメントは判断に難しいところがあります。

しかし、エビデンスが明らかなことについては審議会の意見として、明らかでないことや疑念を感じるところについては、公共的な環境影響が大きいものについては情報提供を得たものを事業主体の倫理性という視点からできるだけ市民に開示していただければと考えています。

<森本委員>

- ① 意見が分かれる日照阻害に関する評価についても、審議会からのメッセージは明確にする必要がある。
- ② その方法として、以前、副会長が整理されたように（１）科学的な不確実性の有無、（２）リスクの大小、（３）配慮すべき事項、に分けて意見を集約し、記載することを提案します。

＜宮木委員＞

審議会の答申としては、影響のリスクを明記し、環境影響評価法の理念に沿って、回避(建設の中止)、低減(計画の縮小)、代償(健康に対する補償等)のいずれかの環境保全措置を講じるよう求めることが必要です。どのような保全措置を講じるかは事業者の責任で行うことであり、計画の現状維持や変更など具体的な方策を示す必要はないと思います。したがって、「指摘する項目について、具体的な環境保全措置を求める」ということが審議会の意志になると思います。これを前提として、建設を進める場合(低減または代償措置)には当事者とよく協議するように提言することになると思います。

2 「回避又は低減に係る評価」について

＜西川委員＞

準備書に記載されている複数案は計画案を検討するための材料であること、また、低減すべき対象は現在の計画案であることを明確に指摘すべき。その上で、計画案が実施された場合の日照障害がどの程度生じるのか、定量的かつわかり易い説明の記載を求める。

＜半澤委員＞

- ① 現在の計画案が、計画検討過程で「環境配慮」を行った結果と理解できるので、現計画案に至った経緯をわかりやすく補足説明することはよい。
- ② その場合、答申には「現在の計画案について、さらなる環境配慮の検討を求め、」というような表現にしたほうがよい。

＜森本委員＞

- ① 「日照障害への影響は事業者の実施可能な範囲で回避・低減されている」とする評価は不適切である。
- ② 準備書では、1) 現在の計画案による日照障害の程度を、現状との比較から定量的に記載すること、2) 再開発事業において「考慮すべき基本事項」を明確に記載すること、の2点で修正が必要である(前回資料1-3裏の様式)。この情報がなければ、「実施可能な最大限での回避・低減がされているのか」評価することができない。
- ③ 答申では、②の情報や健康影響を踏まえて、現行計画からの回避・低減・代償のいずれを推奨するのか、審議会の意見を述べる。その際、高層棟は建設しない(回避)、

北九条小学校側の高層棟の低層化（低減）、食品からのビタミンD摂取を補強する給食献立への貢献（代償）、といった例もあげる。

＜宮木委員＞

- ① 計画案による日照阻害を具体的に記載し、計画案に対して、今後の回避、低減あるいは代償の措置を分かりやすく記載することを要求する。
- ② 環境影響評価法では、以下に示すように、環境保全措置として、回避、低減、代償措置の3つのみが定義されている。「環境配慮」というあいまいな言葉を使わず、この3つの措置のうちのどれを、どのようにして進めるのか、明確に示す必要がある。

環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）

第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討が行われるものとする。

＜遠井委員＞

現在の計画案によってもたらされる日照阻害の影響を具体的に記載し、その回避、低減又は代償のためにとられる措置について分かりやすく記載する必要がある。

3 周辺建築物を含む日影について

＜半澤委員＞

現状からどのように変わるのかを示すことができるので説明することはよいと思うが、補足説明資料でよい。

＜遠井委員＞

審議会で検討した資料については、当該評価との関連性を有さず不適切としたものの以外は積極的に公表することが必要である。

4 北九条小学校及び児童への健康影響等について

<西川委員>

影響の程度について明確な判断はできないにしても、リスクのある計画案であることは明確に示すべきではないかと考える。

その上で、予測される日照障害と健康影響等のリスクについての十分な説明と、児童の健康や学習環境に悪影響が及ばないよう対策を検討するための当事者間の協議を求める。

影響の程度を判断できないから当事者間で協議するよう求めることは、審議会として責任を果たしたことになる。

<半澤委員>

- ① 可能な限り科学的根拠に基づく判断に努めている当審議会の答申としては、文中に「懸念が残る。」や「何らかの影響を及ぼす可能性がある。」や、「科学的不確実性を伴っている」の表現を用いなければならない項目は、本文に含めることは時期尚早である。
- ② 健康影響、事後調査については、事業者に対する要求が明示できないので、当事者間の協議に集約するか、参考資料として扱うのがよい。

<森本委員>

- ① 答申では、ビタミンD、季節性うつ病、学習・生活環境の3点について、(1) 科学的な不確実性の有無、(2) リスクの大小、(3) 配慮すべき事項について記載する。
- ② (3) については、計画決定前に、本事業の関係者及び北九条小学校の保護者、児童など、当事者による十分な話し合いを行い、双方が納得できる回避・低減・代償措置をとることを要求する。
- ③ (3) については、事業実施後も、最新の医学情報の収集や、児童の健康に関するモニタリングなどに関して、当事者間での意見交換を継続的、積極的に行うことを要求する。

<五十嵐委員>

健康影響の有無、当事者間の協議については短期間では対応できないことから評価書本文に記載する必要はない。

5 小学校の学習環境及び学校運営への影響

<半澤委員>

以下のような記述ではどうか

学習環境については、学校運営や学習環境について関係機関と十分に協議し、配慮・対策を必要とすべき以下の事項について現段階で考えられる環境保全措置等について検討を継続的に進めていく必要がある。

- ・屋外運動場の雪解けの遅延による影響や理科・生活科の学習内容への影響について。

<森本委員>

学校への影響については、学習環境だけでなく、生活環境も含めるべき（小学校設置基準に基づく）。

6 モニタリングについて

<五十嵐委員>

建物が完成後もモニタリングなどをしていく必要性を鑑みると、現時点では評価書本文に記載できる段階ではない。

<宮木委員>

- ① グラウンドでの温度変化、校舎内でのエネルギー量の増加、生徒の骨密度の低下など、不確実性の残る予測結果を確認する事後調査は行うべきと考える。
- ② 健康障害などは、因果関係を特定できない場合も多くあることから、可能性のある障害に限定して事業者の責任で適切な対応をしていくことが必要である。

<遠井委員>

事業実施後に、当審議会に報告を行って、事業計画に伴うリスクの軽減又は代償としてとられた環境保全措置の効果を説明すること。

7 当事者間の協議について

＜五十嵐委員＞

- ① 健康影響の有無、当事者間の協議については短期間では対応できないことから評価書本文に記載する必要はない。【再掲】
- ② 当事者間の協議を勧めることはよいので、「審議会では……。ただし、……の点においては、……のため当事者間での協議を推奨する。」のような文体にすべき。

＜宮木委員＞

- ① 学校関係者、保護者、地域住民等との協議を継続的に実施すべきである。
- ② その際は、「札幌市子供の権利条例」に鑑み、当該小学校の児童の立場を最優先させることが重要である。」

＜遠井委員＞

- ① 計画決定前に当事者間による十分な話し合いを行い、事業実施後も医学情報の収集に努め、児童の健康及び学習環境の変化について継続的に調査を実施し、適宜情報を共有しつつ話し合いを確保することを要求する。
- ② 「子どもの権利条例」について、将来の世代を担う子供たちの最善の利益に配慮すべき。当事者間の協議においても同様。【再掲】

＜西川委員＞

4で示した計画決定前の説明と対策を検討するための協議と、実施後のモニタリング結果の報告及び必要に応じた対応を検討するための継続的な協議の両方が必要である。

8 ビタミンD生成への影響に関する記載について

＜森本委員＞

- ① ビタミンDの生成阻害に関する健康への影響の程度については、科学的不確実性を伴うが、リスクがないとはいえない。

※参考情報

「日本人の食事摂取基準（厚生労働省 2010 年版）」のビタミンD基準値については、「平成 17 年及び 18 年国民健康・栄養調査（厚生労働省）における摂取量中央値」そのものです。つまり、実測値を、暫定的に、基準値としています。このように、医学的な根拠による基準値が設定されていない背景には、「食事と日光浴の効果を分離することの難しさ」と、「食事からのビタミンD摂取量と、血中濃度の関係性が未解明」の二点があります。

- ② 札幌では元来、冬季の紫外線量が少ないため、食事由来のビタミンD摂取に対する依存度が大きい。日照時間の大幅な減少を勘案すると食事由来のビタミンD摂取の重要性が増すが、本事業によるビタミンD形成機会の減少が及ぼす健康への影響についても十分配慮する必要がある。

<遠井委員>

ビタミンDの生成に関して、日影の増加に伴う健康への悪影響の評価程度については科学的不確実性及びリスクが存在し、児童の研究事例が少ないことから、十分な配慮が必要である。

<宮木委員>

- ① 日照時間の大幅な減少、散乱光、積雪からの反射による紫外線量の増加、寒さによる児童の屋外での活動低下、冬期以外における紫外線量の減少、学年や児童の個人差等を勘案すると、日照阻害によるビタミンD生成阻害が及ぼす健康へのリスクを生じることが考えられる。
- ② 食事からのビタミンD摂取量が十分満足しているかについて、根拠が乏しく、健康への影響は小さいと考えられるとしてよいかどうか、さらに議論の余地がある。

<村尾委員>

札幌においては冬季の紫外線量が少なく、またその暴露のほとんどが散乱光によるものである。

さらに札幌の日照時間、児童の運動場での活動時間を勘案すると、本事業による紫外線暴露量の減少は小さいと評価できる。

「国民健康・栄養調査」や「札幌市健康・栄養調査」の結果を見ると、札幌では必要とされるビタミンDを食事から摂取していると推測される。

＜西川委員＞

健康への影響の程度については科学的に明確な判断はできないが、少なくともリスクのある計画と考えざるを得ない。

9 精神的な影響に関する記載について

＜森本委員＞

精神的影響については、科学的不確実性を伴うが、専門家のヒアリング結果からリスクは小さくないと考える。

＜遠井委員＞

精神的影響については、心身の健康に必要な日照時間について明確な閾値が存在せず、その悪影響を科学的に評価する上では不確実性が存在するが、複合的な影響のリスクについては、専門家のヒアリング結果等を踏まえると懸念が残る。

＜西川委員＞

体内時計の乱れによる冬季うつ性疾患や建物の圧迫感などによる複合的影響については、専門家のヒアリングを行った結果、影響が考えられるとの見解もあり、リスクがあると判断する。